



国民年金の手続きはお済みですか？

20歳以上60歳未満で、厚生年金に加入していない方は、国民年金に加入し、保険料を納める必要があります。

退職すると、厚生年金の加入資格を失うため、国民年金への加入手続きが必要です。(扶養されていた配偶者も同様に手続きが必要です。)

もし、未加入のままや保険料を納めないと、将来、年金を受け取ることができなくなる場合があります。退職してから14日以内に、忘れずに手続きをお願いします。

必要書類

- ・退職日が分かる書類
(厚生年金(共済年金)資格喪失連絡票
または離職票)
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書

国民年金の加入手続きや
免除申請は、マイナポータル
から電子申請できます。
ぜひご利用ください。

手続き先

健康推進課または各支所



◆国民年金保険料の納付が難しい場合

経済的な理由で保険料を納めることが難しいときは、免除申請をすることで保険料が免除または納付猶予になる場合があります。
※失業に伴う保険料免除申請の場合は、離職票または雇用保険受給資格証をご用意ください。

◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課医療年金係 ☎85-2137
琴丘支所 ☎87-3516 山本支所 ☎83-2115

お気軽にお電話ください! (一社) 三種町シルバー人材センター [広告]

農作業、草刈・除草、庭木せん定、野外・屋内清掃、家事援助、障子張り、墓清掃 他

会員募集 町内在住の60歳以上の方

- ◆生きがいや仲間づくりを求めている方
- ◆健康で働く意欲のある方ならどなたでも

電話 **74-7765** FAX **74-7950**

鹿渡字町後263 (ひまわりセンター内)

営業日：月～金曜日